

問

A会社の子会社B会社は、資本金が5億円であり、長年にわたり食品販売会社に冷凍食品を製造供給している株式会社である（委員会設置会社ではない）。

しかし、「B会社は多数の食品関連会社から、賞味期限が大幅に切れて売残った冷凍食品および食材を買い取り、表示とは異なる食材を使い、再加工をして大手食品販売会社C会社を含む多数の食品販売会社に冷凍食品を供給していた。これらは、A会社の取締役であり、かつB会社の代表取締役であるPの指示によりなされていた」ことが、関係者の内部告発をきっかけとして大々的にマスコミ報道された。

C会社（東証1部市場に上場）の冷凍食品は自社のパッケージで販売していたが、内容はB会社製であったため、全国のスーパー・マーケットから撤去され、C会社は多額の損害を被り、株価は暴落した。

B会社では、代表取締役PおよびA会社がB会社の意思決定を支配し、A会社から役員だけでなく、多数の従業員が外向していた。また、食品・食材の偽装問題は恒常化していた。その後、B会社は、C会社から取引を打ち切れ倒産した。

以上の事実を前提として、つぎの設問について論述しなさい。

（1）C会社は、B会社の代表取締役Pおよび資産家の経理担当取締役Q（冷凍食品の営業・製造には直接関与していない）ならびにA会社の代表取締役Rを被告として損害賠償請求の訴えを提起した。当該請求は認容されるか。

（2）C会社の株主Xは、偽装問題事件により、C会社が多額の損害を被り、株価が暴落したことを理由として、代表取締役Yに対し会社法429条に基づき直接に損害賠償請求の訴えを提起した。当該請求は認容されるか。

（解説）

本問は、最近の事件および判例（東京地判平13・1・25、大阪地判平12・9・20等）を題材として、つぎの論点に関する理解力を考査する。

第1に、子会社の業務行為により生じた会社債権者の損害に対し、親会社の取締役が任務懈怠の責任を負うのか。第2に、大会社の取締役（取締役会設置会社にあつては取締役会）が負う内部統制システムは、どのような内容を構築

しなければならないのか。第3に、取締役が株主に負う民事責任はどの範囲なのか。

親会社の取締役の指図が、実質的に子会社の意思決定を支配したと評価する場合および親会社に対する善管注意義務または法令に違反するような場合のみ、特段の事情があるとして、子会社に生じた損害に対し親会社の取締役の損害賠償責任が肯定される。

また、大会社の取締役（取締役会設置会社では取締役会）は、取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の整備について決定しなければならない。当該内部統制システムとは目的とする事業の種類、性質に応じて生じる各種のリスク状況を正確に把握し、適正に制御するものである。

本問は、基本的法律知識の確認および問題点の指摘（問題提起）から、結論に至るまで論理的記述ができるか問うものである。

[論 点]

- 1 子会社の業務行為により生じた会社債権者の損害に対し、親会社の取締役が任務懈怠の責任を負うのか。
- 2 大会社の取締役（取締役会設置会社にあつては取締役会）が負う内部統制システムは、どのような内容を構築しなければならないのか。財産引受の要件と会社成立後の会社による追認の可否
- 3 取締役が株主に負う民事責任はどの範囲なのか。

[採点基準]

- 1 設問が何を問うているのかの指摘
- 2 取締役の第三者責任
 - (1) 第三者の範囲
 - (2) 責任の範囲
 - (3) 親会社の取締役の対子会社債権者の責任
- 3 取締役の義務、特に監視義務
 - (1) 規定
 - 会社法 330 条、民 644 条
 - 会社法 362 条 2 項
 - (2) 監視義務の範囲
 - 取締役会設置会社
 - ・取締役会に上程された事項（受動的監視義務）

- ・取締役会に上程されない事項（能動的監視義務）
- ・取締役会を通じて、代表取締役の業務執行に対する監視義務
- ・会社法 366 条 1 項・3 項
- ・取締役会の招集とその意義

取締役会非設置会社

- ・取締役は、他の取締役の業務執行に対する監視義務

4 取締役の職務の専門性と監視

5 株式会社の業務の適正の確保

（１）株式会社の業務の適正を確保する体制を整備していたか。

専門性の高い会社において、会社法および各業法（食品会社なら食品衛生法等）を遵守すべき体制・システムの構築

他社で問題となった事例・事件があるならば、取締役の当該注意義務は当然に高くなる

（２）規定

大会社では、会社法 348 条 3 項 4 号・4 項

大会社以外では、362 条 4 項 6 号・5 項（取締役の過半数）

大会社かつ取締役会設置会社では、会社法 362 条 4 項 6 号・5 項

6 注意義務の具体的内容

善管注意義務の具体的内容・意義

- ・監視とは、業務執行の状況だけでなく、違法・不当となる危険・状況では、是正する義務

・他の取締役が故意・過失に基づく違法・不当行為がある場合、取締役の間に監視義務との関係から、他の取締役は任務懈怠となるか業務の適正を確保する体制を整備していたか。

7 責任を負わない場合

善管注意義務等との関係

取締役の職務の分担・専門性

是正する措置・具体的調査をしたか

業務の適正の確保をする体制・システムをとっていたか

これらが尽くされていた場合、職務が異なる取締役は免責

8 責任を負う場合

監視義務違反

取締役の重過失・悪意の有無

以 上